

公募への切替え

- ・類似した提案が複数あった場合、その提案に関する広告事業は公募手続きに切り替え、再度募集します。
- ・本市で実施したことのある広告事業の場合、その提案に関する広告事業は公募手続きに切り替え、再度募集します。ただし、従来よりも工夫した点が確認できれば、その提案は採用します。過去に募集した広告媒体は、本市の広告事業ホームページで一部公表しています。
- ・提案内容に知的財産権（特許権や実用新案権など）が含まれる場合などは、公募手続きに切り替えないことがあります。

(7) ネーミングライツに関する特記事項

ネーミングライツ（施設命名権）は、スポンサー企業等が本市の公共施設に愛称を付与し、本市はスポンサー企業等からその対価等を得て、公共施設の持続可能な運営や魅力の向上に資するものです。

対象施設等

- ・本市が所有する市民利用施設を対象とします。市役所・区役所、学校などは対象外になります。本市が所有する施設の主なものは、下記ホームページを参考としてください。
「千葉市：施設案内」<http://www.city.chiba.jp/shisetsu/index.html>
(施設によっては、審査によりネーミングライツになじまないと判断する場合がありますので、ご了承ください。)
- ・施設全体ではなく、施設の一部や設備等を対象とした提案も可能とします。
(例：建築物、部屋、ホール、競技場、広場など)

契約及び費用負担

- ・ネーミングライツの契約期間は3年以上とします。なお、次回契約期間に関しては、優先的に交渉することができます。
- ・条例上の名称は変更せず、愛称とします。契約期間中の愛称変更は不可とします。
なお、提案いただいた愛称の一部修正をお願いすることもあります。
- ・施設への新たな名称看板設置に係る費用は、原則、提案者の負担とします。既存の施設名称を表示している案内看板などの変更は、別途協議により決定します。パンフレットや封筒等の印刷物、ホームページの表示変更など必要最低限の費用については、市が負担します。
- ・提案者からの委任を受けた上で、広告代理店が応募業務を代行することは可能です。その場合でも、市の契約相手は提案者ですので、広告代理店への支払いはありません。
- ・提案者の事情、違法行為等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用は提案者の負担とします。

公募への切替え

- ・同一施設に提案が複数あった場合は、その施設のネーミングライツは公募手続きに切り替え、再度募集します。

(8) 審査スケジュール（予定）

提案の提出時期により、概ね以下のスケジュールを予定しています。

- ・ 5月～8月に提出された提案 → 9月に選定委員会を開催し採否を通知。
- ・ 9月～12月に提出された提案 → 1月に選定委員会を開催し採否を通知。
- ・ 1月～翌年度4月に提出された提案 → 5月に選定委員会を開催し採否を通知。

選定委員会の予定については、提案件数等により変更する場合があります。

(10) 募集の詳細及び過年度の採用案件

市ホームページで公開します。

<http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shisan/minkanteian.html>

3 提出先（問い合わせ先）

千葉市 財政局 資産経営部 資産経営課 資産調査班（千葉市役所高層棟6階）

住所 : 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

電話 : 043-245-5285

FAX : 043-245-5654

電子メール : koukoku@city.chiba.lg.jp

提案にあたって必要な情報について、市から提供できるものもありますので、提案前にご相談いただくことをお勧めします。